

学校法人東京医科大学職務における業務活動等(研究活動等を除く)  
に関する利益相反マネジメント実施細則

1 業務活動等の利益相反マネジメントの目的

本細則は、学校法人東京医科大学職員倫理規程(以下「倫理規程」という。)第6条に定める報告に基づき東京医科大学職務における業務活動等(研究活動等を除く)に関する利益相反マネジメント規程(以下「マネジメント規程」という。)第4条に定める、利益相反(COI)の審査、判定を行うための運用を定め、適正な業務活動等が実施できるようマネジメントを行うことを目的とする。ただし研究活動等に関する利益相反マネジメント実施細則は別に定める。

2 利益相反の審査、及び判定の組織について

学校法人東京医科大学倫理委員会(以下「法人倫理委員会」という。)規程に定めた者により構成される。

3 利益相反定期自己申告について

(1) 本学職員等は毎年4月末日までに、前年1年間について、倫理規程第6条に定める報告として、事業者等から得た、一定額(別に定める。)以上の金銭若しくは便宜の供与又は株式等の経済的利益等について利益相反定期自己申告(以下「定期申告」という。)を行わなければならない。なお、当該職員と生計を一にする配偶者、及び一親等の者(両親及び子ども)についても利益相反関係が想定される経済的な利益関係がある場合は、併せて申告するものとする。

(2) 利益相反関係とは

- ① 利害関係者との関係〔株式の保有(公開・未公開を問わない。)、出資金、ストックオプション、受益権等〕
- ② 事業者等からの収入(診療報酬を除く。)が一定額以上のもの。
- ③ 産学連携活動にかかる受入れ〔申請研究に係るもので、申告者又はその所属分野が関与した共同研究、受託研究、コンソーシアム、実施許諾、権利譲渡、技術研修、委員等の委嘱、客員研究員・ポストドクトラルフェローの受入れ、研究助成金・奨学寄付金の受入れ、依頼試験・分析、機器の提供等〕が一定額以上のもの。

(3) 定期申告は別に定める様式により、法人倫理委員会事務局へ提出する。

(4) 定期申告の内容と法人倫理委員会による管理の状況は、当該職員等が業務活動等を実施するための申請を行う時は、法人倫理委員会に開示される。

4 業務活動等の利益相反の審査について

(1) 当該職員等は利益相反自己申告書(一次申告書(様式1)、二次申告書(様式2)(以下「一次申告書」、「二次申告書」という。))を法人倫理委員会事務局に提出し、起こりうる利害の衝突について、適正な環境にあるかどうか、法人倫理委員会の審査を受けるものとする。

(2) 法人倫理委員会は、必要に応じてモニタリングを行い、職員等が適正な職務が遂行できるよう利益相反の調査を行う。

5 利益相反随時自己申告について

職員等は職務遂行上において、新しく報告すべき経済的な利益関係が発生する毎に、二次申告書を法人倫理委員会事務局に提出し、起こりうる利害の衝突について、適正な環境にあるかどうか、法人倫理委員会の審査を受けるものとする。

6 職員等は、理事長から審査結果を受け取った後、以下の手続きを行う。

(1) 承認の場合

報告内容に従い、職務を実施する。

(2) 指導・管理の場合

指示に従い利益相反環境を変更し、再審査を受ける。

7 法人倫理委員会の委員が、当該業務活動等に関係する事業者等と利害関係がある場合はその審査に加わることができない。

8 回避要請およびモニタリング

(1) 法人倫理委員会が審査の結果必要と認めた場合は、対象者に対し、回避要請およびモニタリングを行う。

(2) 対象者は、法人倫理委員会の求めに応じて、前項の回避要請、モニタリングに対する是正結果を報告しなければならない。

(3) 法人倫理委員会の審査に対して不服のある者は、不服審査委員会に対し審査を求めることができる。

9 この細則の改廃は、法人倫理委員会の議を経て、理事長が行う。

10 実施に当たっては、本細則に定めるものの他、諸法令の定めによるものとする。

附則 (平成 21 年 8 月 14 日東医大発第 455 号)

この細則は、平成 21 年 7 月 28 日から施行し、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。